

第7期第6回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月27日(月) 午後1時30分から午後2時43分

2. 開催場所 穂別町民センター ツツジホール

3. 出席委員 ○(27名)

4. 欠席委員 △(0名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第9 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第10 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

第11 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第12 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件

第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「むかわ町農業経営基盤強化促進基本構想」(変更案)に係る意見に関する件

第14 議案第8号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香
穂別支局－支局長 高木 龍一郎、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第6回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、10番・田代英孝委員と12番・清瀬利一委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案8件の合わせて12件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページから7ページになります。 合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。23件・74筆・1,325,241㎡となっています。 1番については、農地中間管理事業により、利用権を設定するため解約をするものです。 2番及び7番から10番、13番から17番、19番は、経営規模を縮小するため解約に至ったものです。 3番・4番は、借主の意向により解約するものです。 5番・6番は、共有借入の方1名が農地所有適格法人になったため、一度解約をするものです。こちらの農地につきましては、利用権設定をすることになりますので、後ほど議案にてお諮りいたします。 11番と12番は、息子さんに経営移譲されるため一度解約するものです。

主査	<p>こちらの農地につきましては、息子さんと利用権設定をすることになりますので、後ほど議案にてお諮りいたします。</p> <p>18番は、農地保有合理化事業により、所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。</p> <p>20番から23番は、息子さんに経営移譲されるため、現在組んでいる賃貸借契約を解約するものです。こちらの農地につきましては、息子さんと新たに賃貸借契約をすることになりますので、後ほど議案にてお諮りいたします。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主査	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>12月につきましては、議案に記載のとおり、12月13日に川西地区委員会、川東地区委員会、12月16日に穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定38件について審議した結果、適当と判定しております。また、農地中間管理事業の農用地利用配分計画1件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定47件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出2件について、申出内容・譲受候補者等適当と判定したところです。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定25件について審議した結果、適当と判断しております。あっせんの申出1件につきましては、農地中間管理機構の買入が必要と判定しております。また、農地中間管理事業の農用地利用配分計画1件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主査	<p>報告第3号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p>

主 査 す。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。
議案書 1 1 ページをお開き願います。
1 2 月 3 日にあっせんを行いました、あっせん価格の不一致により不成立となりました。むかわ町農地移動適正化あっせん事業実施要綱第 3 章第 4 の 2 の (1) に基づき、不成立により、あっせんを打ち切りました事をご報告申し上げます。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

2 2 番 1 番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。
これから、説明に対する質疑を行います。報告第 3 号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 3 号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第 6 報告第 4 号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 報告第 4 号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。
なお、買入協議結果については、議案書 1 3 ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。
以上で報告第 4 号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 4 号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 4 号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、
が設定人及び被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長	<p>異議なしと認め、このまま審議に入ります。 事務局より、議案の説明をお願いいたします。</p>
主 事	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書15ページをお開き願います。 1番、6番、11番、18番につきましては、経営移譲により息子さんに所有農地を使用貸借するものです。 2番につきましては、使用貸借権を設定し耕作しておりますが、期間満了を迎えるため同様の内容により更新をするものです。 3番、4番につきましては交換による所有権名義人の変更をするものです。 5番につきましては、息子さんに所有農地を使用貸借するものです。 7番、8番につきましては、譲受人の方1名が農地所有適格法人になったため、賃貸借を結びなおしたものです。 9番につきましては、お孫さんに贈与し、経営地として利用するものです。 10番につきましては、譲受人の要望により、当該地を売買するものです。 12番につきましては、設定人の経営規模縮小に伴い賃貸借するものです。 13番につきましては、当該地をこれまでむかわ町との賃貸借契約により耕作しておりましたが、今回譲受人の要望により、売買に至ったものです。 14番から17番、19番につきましては、譲受人の要望により、当該農地を賃貸借するものです。 以上、19件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 21ページから58ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
	<p>(異議なし)</p>
26 番	<p>1番について現地を確認してきましたので、報告します。 []が、[]に経営移譲するため使用貸借する案件ですが、取得後は、いちご・かぼちゃ等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>
21 番	<p>2番について現地を確認してきましたので、報告します。 経営主である[]が、[]からの使用貸借地としている農地の契約期間満了に伴う更新の案件です。現在、水稻・馬鈴薯・小豆等の作付けを行っております。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。</p>

- 2 4 番 3 番・4 番について現地を確認してきましたので、報告します。
と が農地を交換する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 2 2 番 5 番・6 番について現地を確認してきましたので、報告します。
5 番は、 から経営主である へ使用貸借する案件です。取得後は水稻・子実用とうもろこしを作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。
6 番は、 が、 に経営移譲するため使用貸借する案件です。取得後は、水稻・レタス等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 2 3 番 7 番・8 番について現地確認の結果を報告します。
譲受人である、共有の町内農業者7名のうち、1名の法人化により賃貸借を再設定する案件です。今後も共有者で耕作地等を協議しながら、主にブロッコリー・大豆等を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1 5 番 9 番について現地を確認してきましたので、報告します。
 が から贈与により所有権移転をする案件です。取得後は、牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 6 番 1 0 番について現地を確認してきましたので、報告します。
 から農地を売買する案件です。取得後は、かぼちゃを作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1 7 番 1 1 から 1 3 番について現地を確認してきましたので、報告します。
1 1 番は が息子さんに経営移譲するため使用貸借する案件であり、今後は牧草を作付予定です。
1 2 番は が に賃貸する案件であり、今後はかぼちゃを作付予定です。
1 3 番は が町有地を売買する案件であり、今後は水稻などを作付予定です。
3 名とも、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1 2 番 1 4 から 1 8 番について現地を確認してきましたので、報告します。
申請地は、 が に経営移譲することに伴い、新しく と借り換えをする案件です。

- 1 2 番 今後も引き続き牧草を作付けする予定です。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 1 0 番 1 9 番について現地を確認してきましたので、報告します。
[redacted] が [redacted] に賃貸する案件であり、今後は牧草を作付予定です。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する、質疑はありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 質疑なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。
続きまして、日程第 8 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件は、[redacted]
[redacted]
[redacted] が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。
ご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より、議案の説明をお願いいたします。
- 主 査 議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書 6 0 ページから、所有権移転 1 件です。
先ほどの報告第 4 号でご報告いたしました買入協議に伴う所有権移転となっております。
続きまして、6 2 ページから、農地中間管理事業による利用権設定です。
こちらにつきましては、[redacted] の農地を、[redacted] と [redacted] が中間管理機構から賃貸を受け耕作するものです。
なお、北海道知事の認可・公告による配分計画を用いた貸付ではなく、中間管理機構の借入、貸付を市町村の公告による農用地利用集積計画を用いて行う集積計画一括方式と言われる方法を採用しているため、配分計画ではなく、集積計画による利用権設定となります。

主 査

続きまして、64ページから、利用権設定107件になりますが、1件欠番となる案件がございます。65ページの6番を欠番といたします。若干の調整が必要ということで今回欠番とし、調整が終わり次第改めて提案したいと思います。

事前に議案を配布しておりますので、新規案件の内容のみ申し上げます。

66ページ、14番・15番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。

67ページ、16番・17番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。

68ページ、23番・24番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。

25番・26番につきましては、耕作者が期間満了により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。

69ページ、27番につきましては、新たに利用権を設定するものです。

28番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。

71ページ、38番・39番につきましては、設定人の離農に伴い、新たに利用権を設定するものです。

40番・72ページ、41番につきましては、耕作者の離農に伴い継続しないため、新たに利用権を設定するものです。

42番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。

43番・44番・45番につきましては、報告第1号で解約の報告をしておりますが、これまでの耕作者の経営規模縮小に伴い、新たに利用権を設定するものです。

73ページ、46番・47番につきましては、報告第1号で解約の報告をしておりますが、息子さんに経営移譲されるため一度解約し、新たに利用権を設定するものです。

48番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。

49番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小に伴い継続しないため、新たに利用権を設定するものです。

74ページ、54番・55番、75ページ、56番・57番につきましては報告第1号で解約の報告をしておりますが、これまでの耕作者が経営規模縮小に伴い新たに利用権を設定するものです。

58番につきましては、耕作者が期間満了により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。

76ページ、60番につきましては、新たに利用権を設定するものです。

79ページ、75番につきましては、耕作者が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。

80ページ、81番・82番につきましては、耕作者が期間満了により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。以上、鶴川地区となります。

主 事

続きまして、穂別地区分となります。

主 事 82ページ、90番は新たに利用権を設定するものです。
83ページ、91番、92番については、これまで当該地を耕作されていた方が経営規模縮小するため、新たに利用権を設定するものです。
以上、所有権移転1件2筆、農地中間管理事業による利用権設定3件8筆、利用権設定107件259筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
図面は、所有権移転関係は61ページに、農地中間管理事業による利用権設定関係は63ページに、利用権設定関係は87ページから118ページに添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第3号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 議案第3号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。
議案書120ページをお開き願います。
申込者は、この後議案第5号でお諮りいたしますあっせんの譲受適格者となる[]です。あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。
以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
それではここで、新型コロナウイルス感染症対策として、換気のため一旦休憩をとりたいと思います。再開は、4時20分からとします。(16時10分)

— 休 憩 —

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。(16時20分)
続いて、日程第10 議案第4号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件は、XXXXXXXXXXが被設定人となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より、議案の説明をお願いいたします。

主 査 議案第4号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書122ページをお開き願います。
以上、2件の実施について、123ページ・124ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。
以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 事 議案第5号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。

主 事 議案書 126 ページをお開き願います。
本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。
なお、127 ページと 128 に町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

(異議なし)

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 5 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 12 議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、本案件は、
■が設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より、議案の説明をお願いいたします。

主 事 議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
130 ページになります。利用配分計画 2 件です。
こちらの 2 件ですが、それぞれ農地中間管理権が設定され、
■と ■が耕作している農地です。お二人が経営移譲することについては先の議案でもお諮りしてきたところですが、これらの農地についてもお二人の後継者へ変更するための計画案となっております。
中間管理事業は農地の所有者が中間管理機構へ貸し、中間管理機構が北海道の告示により利用権を設定することとなっており、その農地の耕作者の変更には、所有者の同意は必要なく、これまでの耕作者と新たな耕作者の同意があれ

主 事 ば手続きを進めることが可能となります。この後、中間管理機構である北海道農業公社へ審議結果を報告し、最終的には道の公告が行われます。道の公告日が制度上の変更日となるため、開始日が令和4年2月15日となっており、終期については、当初、それぞれの所有者が中間管理機構へ利用権を設定した日付となっております。

132ページから133ページまで、それぞれの図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第13 議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく「むかわ町農業経営基盤強化促進基本構想」(変更案)に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

支 局 長 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく「むかわ町農業経営基盤強化促進基本構想」(変更案)に係る意見に関する件についてご説明を申し上げます。
議案書134ページをお開き願います。
むかわ町農業経営基盤強化促進基本構想については、町が作成、変更をすることとなっており、変更の際には、基盤強化法施行規則により農業委員会の意見を聞かなければならないこととなっております。
また、この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、10年後の本町農業の目指す姿、農業生産の階層を支える担い手の育成、さらには農地の集積の考え方などを町長が定めるものであり、策定から5年に一度、情勢変化に対応するため定期見直しをすることとされています。今回はその定期見直しの時期によ基本構想の変更ということで、議案135ページのとおり、むかわ町長より意見を求められたものでございます。
別冊で「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と「むかわ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案(新旧対照表)」と「主要な営農類型(新旧対照表)」を事前配布させていただきましたが、主な変更のポイントとして3点ご説明させていただきます。まず、1点目に、法改正及び農地利用集積円滑化事業が、農地中間管理事業に統合一本化されたため、関係部分を削除しています。また、農業経営の法人化に係る目標数値を新たに設定し、更に、労働力不足への対応を追加しています。その他、情勢の変化等も加えています。

支 局 長

2点目は、効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標の主要な営農累計型の一部変更です。本町における主要な営農類型について効率的かつ安定的な農業経営の指標として定めておりますが、これを実情に沿った形での一部変更を行っております。指標として定める類型数は13類型で総数は変わりません。

3点目のその他としては、農用地の利用集積に関する目標について、町の実情に合わせた集積率に変更していることと、1点目・2点目の変更を踏まえての文言整理を行っているものです。

各地区委員会を経て、改めて、この全文を確認いたしたところ、本編16ページ下段の「(8)同意」の「ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を越えないものに限る)」とありますが、平成30年3月に「農業経営基盤強化促進法等の一部改正があり、存続期間が5年ではなく20年と改正」があったことから、むかわ町長へ回答の際に、修正を申し添えて「適当と認める」旨の内容で回答を考えています。

以上、今回の提案理由と概略をご説明申し上げましたが、詳細については別冊をお目通しいただき、よろしくご審議ご決定のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長

質疑なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第14 議案第8号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査

議案第8号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書137ページをお開き願います。

いずれも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。

1番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。

現地確認結果として、議案に記載のとおり、山林化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

2番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。

現地確認結果として、議案に記載のとおり、宅地化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。

138ページ、139ページに図面を添付しておりますので、ご確認願いま

主	査	す。以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
3	番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明のとうりで相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断いたしました。以上です。</p>
2	番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明のとうりで相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断いたしました。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>ご異議がないようですので、議案第8号は原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。</p>